

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三号の項及び十号の項中「門司区老松町三番一から鹿児島市」を「小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市」に改め、「（北九州市門司区老松町三番一から同区大里四千八百十八番を経て同市小倉北区砂津二丁目三百二十一番の十三までを除く。）」を削り、同表十八号の項中「群馬県碓氷郡松井田町大字横川」を「安中市松井田町横川」に改め、同表二十一号の項中「滋賀県坂田郡米原町大字米原」を「米原市米原」に、「百九十七番の三」を「百九十七番三」に改め、同表二十五号の項中「三重県鈴鹿郡関町大字新所」を「亀山市関町新所」に、「同県阿山郡伊賀町大字新堂」を「伊賀市新堂」に、「三百十三番の四」を「三百十三番二」に、「同郡都・村大字上深川字クラダテ」を「奈良市上深川町」に、「同村大字小倉字十郎木」及び「同村大字小倉字ツク田」を「同市小倉町」に、「同村大字針字北村」及び「同村大字針字シントク」を「同市針町」に改め、同表二十七号の項中「丹波町字蒲生小字八ツ谷」を「京丹波町蒲生八ツ谷」

に改め、同表二十八号の項中「兵庫県津名郡淡路町」を「淡路市」に、「同県三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改め、同表四十七号の項中「大字落野目」を「落野目」に改め、同表五十二号の項中「清水興津中町」を「清水区興津中町」に改め、同表五十七号の項中「熊本県宇土郡」を「宇城市」に改め、同表百一号の項中「青森県南津軽郡浪岡町」を「青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡」に改め、「四十五番四まで」の下に「、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡八竜町鵜川字帆出三十番二まで及び秋田市金足大清水字堤下二十番一から同市八橋南二丁目六十四番六まで」を加え、同表百八号の項中「秋田県雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に、「同町」を「同市」に、「十四番の七」を「十四番七」に改め、同表百十二号の項中「同県東田川郡朝日村大字田麦俣」を「鶴岡市田麦俣」に、「同村大字田麦俣」を「同市田麦俣」に改め、同表百十三号の項中「及び新潟県」を「、同市木崎字切尾山三千五百五十九番一から新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二千三百二十一番四まで及び同県」に改め、同表百二十六号の項中「東金市」を「千葉県山武郡松尾町谷津字平台百三十番三から東金市丹尾字千眼下四十番六まで及び同市」に改め、同表百四十一号の項中「小諸市」を「韮崎市本町三丁目四千二百十五番二から同市一ツ谷千八百十三番まで及び小諸市」に改め、同表百五十六号の項中「富山県東砺波郡」を「砺波市」に

改め、同表百五十七号の項中「四十三番」を「四十三番二」に、「石川県石川郡鶴来町」を「白山市」に改め、同表百五十八号の項中「福井県大野郡和泉村」を「大野市」に、「同村東市布式○」を「同市東市布式○」に、「同町」を「同市白鳥町」に、「及び岐阜県大野郡清見村大字夏厩」を「郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏厩」に、「同村大字牧ヶ洞」を「同市清見町牧ヶ洞」に、「同村大字夏厩」を「同市清見町夏厩」に改め、同表百七十五号の項中「兵庫県氷上郡」を「丹波市」に改め、「六百二十六番十四まで」の下に「及び福知山市字堀小字上高田二千百七十一番四から同市字牧小字市場四百五十五番二まで」を加え、同表百七十六号の項中「西宮市」を「福知山市字牧小字高ノ戸屋四百六十九番一から同市字堀小字今宮二千二百十八番まで、西宮市」に改め、同表百八十号の項中「富士見町二丁目百二十八番一」を「陰田町千五百二十五番一」に改め、同表百九十号の項中「大字江崎」を「江崎」に、「山口県厚狭郡山陽町」を「山陽小野田市」に、「百七十五番の一」を「百七十五番一」に改め、同表百九十一号の項中「山口県豊浦郡」を「同市」に、「箕の腰」を「箕ノ腰」に改め、同表百九十六号の項中「愛・県周桑郡小松町大字新屋敷」を「西条市小松町新屋敷」に改め、同表二百十号の項中「大分県大分郡湯布院町大字川北」を「由布市湯布院町川北」に改め、同表二百二十号

の項中「国分市」を「霧島市国分」に、「百四十三番」を「百四十三番一」に改め、同表二百二十四号の項中「鹿児島県鹿児島郡桜島町横山三十八番」を「鹿児島市桜島横山町三十八番一」に、「鹿児島市」を「同市」に改め、同表二百五十八号の項の次に次のように加える。

二百七十一号

小田原市板橋字五反歩二百九十二番二から厚木市酒井字原田二百三十八番九まで

別表三百二号の項中「春日村」を「春日町」に、「九十九番」を「九十九番一」に改め、同表三百十七号の項中「愛・県越智郡吉海町大字椋名」を「同市吉海町椋名」に、「同町大字名」を「同市吉海町名」に、「同町大字八幡」を「同市吉海町八幡」に、「同郡宮窪町大字宮窪」及び「同町大字宮窪」を「同市宮窪町宮窪」に、「同郡伯方町大字木浦」を「同市伯方町木浦」に、「同町大字叶浦」を「同市伯方町叶浦」に、「同町大字伊方」を「同市伯方町伊方」に、「同郡上浦町大字瀬戸」を「同市上浦町瀬戸」に、「同町大字瀬戸四千九十六番、同町大字甘崎」を「同市上浦町瀬戸四千九十六番一、同市上浦町甘崎」に、「同町大字井口」を「同市上浦町井口」に、「広島県豊田郡瀬戸田町大字垂水」を「尾道市瀬戸田町垂水」に、「同町大字萩」を「同市瀬戸田町萩」に、「因島市洲江町」を「同市因島洲江町」に、「同市田熊町」を「同市因島田熊町」に、「同市中庄町」を「同市因島中庄町」に、「同市大浜町」を「同市因島大浜町」に、「同県

御調郡」を「同市」に、「同町字・之木谷」を「同市向島町字・之木谷」に、「同町字黄幡谷」を「同市向島町字黄幡谷」に、「同町字七軒島」を「同市向島町字七軒島」に、「尾道市向東町」を「同市向東町」に改め、同表三百十九号の項中「香川県仲多度郡琴平町榎井字中之町七百七番一」を「三好市山城町末貞字川口七百七十番一」に改め、同表三百五十七号の項中「同町」を「同区浮島町」に改め、同表四百九号の項中「永井作字鶴島前二百八十三番の三」を「菅生字祝崎四百十一番二まで及び東金市大字台方字五根倉千二十六番一から同市小野字落海九十八番十二」に改め、同表四百六十八号の項中「千葉県香取郡大栄町」を「成田市」に改め、同表四百七十号の項中「洲衛出分田百二十一番」を「洲衛老参部十一番四」に、「鳳至郡」を「鳳珠郡」に改め、同表四百七十四号の項中「長野県下伊那郡」を「同市」に、「静岡県磐田郡」を「浜松市」に、「同町」を「同市水窪町」に、「同郡」及び「同県引佐郡」を「同市」に改め、同表四百八十三号の項中「兵庫県朝来郡」を「朝来市」に、「同県氷上郡」を「丹波市」に、「同郡」を「同市」に改め、同表五百六号の項中「沖縄県島尻郡豊見城村」を「豊見城市」に、「百三十七番の三」を「百三十七番三」に、「同県」を「沖縄県」に改める。

附 則

この政令は、平成十八年三月二十九日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。